

改正後全文

羽 総 指 第 906 号
平成 28 年 8 月 18 日

一 部 改 正 羽 総 指 第 493 号
平 成 30 年 6 月 4 日

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
管理者様

羽曳野市総務部行財政改革推進室
指導監査室長

自己評価及び外部評価等の取扱いについて(通知)

日頃から、本市福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)における標記取扱いについては、「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成 18 年 10 月 17 日老計発第 1017001 号)」や「大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱」等に定められていますが、羽曳野市における取扱いについて、現状をふまえ、下記のとおりとします。

また、本通知の発出に伴い、「自己評価・外部評価通知の取扱いについて」(平成 19 年 4 月 9 日羽保高第 197 号)、「地域密着型サービス事業所の外部評価についての留意事項について」(平成 19 年 11 月 9 日羽保高第 3285 号)及び「自己評価・外部評価の実施及び市への報告結果について」(平成 20 年 2 月 15 日羽保高第 4549 号)については、廃止します。

記

1. 評価結果の羽曳野市への提出について

事業所は、外部評価結果が評価機関から届き次第、「自己評価及び外部評価結果報告書(様式第 1 号)」に評価結果を添付し、羽曳野市総務部行財政改革推進室指導監査室まで提出してください。

なお、提出書類に「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」が含まれていることを必ず確認してください。

また、羽曳野市以外の市町村から指定を受けている事業所については、当該市町村の取扱いを確認してください。

評価機関の指示又は希望により、当室の受付印が必要な場合は、提出時に押印を希望する書類及び返信用封筒(郵送の場合。切手を忘れずに貼ってください。)をあわせて提出してください。

2. 評価の実施頻度について

事業者は、年に1回以上外部評価を受け、その結果等を公表することが義務付けられていますが、大阪府地域密着型サービス外部評価実施要綱において、一定の要件（5年継続受審等）を満たす場合は外部評価の実施回数を2年に1回に緩和できることが定められています。

緩和に係る取扱いの詳細については、「地域密着型サービス外部評価制度に関する実施回数の緩和に係る取扱要領」の定めによることとします。様式等については大阪府のウェブサイトからダウンロードしてください。

なお、外部評価の実施回数が2年に1回とされた事業所であっても、自己評価については少なくとも年に1回は実施してください。自己評価のみの年については、羽曳野市へ評価結果を提出する必要はありません。

3. その他の留意事項

- ① 外部評価調査への羽曳野市職員の立会いについては原則行わないこととします。
- ② 情報提供票の定期及び随時の提出については、「羽曳野市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年羽曳野市条例第34号)」第130条において準用する第106条及び「羽曳野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年羽曳野市条例第35号)」第88条において準用する第63条並びに「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)」第3の五の4の(12)において準用する第3の四の4の(16)の規定に係る措置としてお願いしてきたものです。

本通知をもって従前の取扱いは廃止としますが、今後は羽曳野市が必要と判断する際に、随時情報提供をお願いすることとなります。今後も、当該規定のとおり、介護サービス情報の公表制度等による情報の公表に努めるとともに、羽曳野市が行う調査へのご協力をお願いいたします。

- ③ 新規開設事業所及びユニット数が増減する等運営状況に変化がある場合の取扱いについては個別に協議することとします。

問い合わせ先・提出先

羽曳野市 総務部 行財政改革推進室 指導監査室

事業者指定・指導担当 辻本

住所 〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号(本館3階)

電話 072-958-1111 内線1390

メール shidou-kansa@city.habikino.lg.jp